

都道府県国保運営方針の改定等に向けた 都道府県国保運営方針策定要領の見直しについて

都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針として国保運営方針を策定しており、令和 2 年度末に向けて、市町村と協議しつつ改定（又は中間見直し）を検討する。

平成 30 年度改革が現在概ね順調に実施されていることを踏まえ、今後は国保の都道府県単位化の趣旨の深化を一層図ることが重要であり、都道府県における検討に資するよう、国は令和 2 年 5 月に「都道府県国保運営方針策定要領」を改定している。

○運営方針策定要領見直しの概要

1. 法定外繰入等の解消を含めた財政運営の健全化

- ・法定外繰入等の計画的・段階的な解消の観点から、解消期限や解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた赤字解消計画の策定・実行の推進、市町村ごとの見える化を進めること。
- ・将来の歳出見込みも見据えた財政運営の観点から、決算剰余金等の留保財源が生じた場合には、県内の市町村と協議の上、その一部を基金（特例基金又は都道府県が独自に設立する基金）に積立てること。

2. 都道府県内保険料水準の統一

- ・保険料水準の統一について、都道府県において将来的に目指すことを明確化し、そのための市町村との具体的な議論を実施すること。

3. 重症化予防や一体的実施を始めとする医療費適正化等

- ・健保法等改正（令和 2 年 4 月施行）や保険者努力支援制度の抜本的な強化（令和 2 年度）を踏まえ、都道府県の保健事業支援や、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について着実に事業を実施すること。
- ・「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定（平成 31 年 4 月）等を踏まえ、人工透析の主な原疾患である糖尿病性腎症の重症化予防について、レセプトデータや健診データ等を活用した事業を推進すること。
- ・このほか、第 2 期データヘルス計画（令和 2 年度中間評価・見直し）との整合性を確保することや運営協議会を活用することにより、都道府県内全体の健康水準の向上や医療費適正化に資する取り組みを進めること。